

2023年6月26日

お客さまへ

株式会社山陰合同銀行

カードローン契約規定（当座貸越契約）改定のお知らせ

商品内容改定に伴い、下記1.に記載する契約規定の一部を改定します。

記

1. 該当契約規定

- （1）ごうぎんキャッシュバンク契約規定（当座貸越契約）
- （2）ごうぎんキャッシュバンク ネオ契約規定（当座貸越契約）
（2017年4月2日以前のご契約用）
- （3）ごうぎんキャッシュバンク ネオ契約規定（当座貸越契約）
（2017年4月3日～2019年12月31日のご契約用）
- （4）ごうぎんキャッシュバンク ネオ契約規定（当座貸越契約）
（2020年1月1日～2020年5月31日のご契約用）
- （5）ごうぎんキャッシュバンク ネオ契約規定（当座貸越契約）
（2020年6月1日以降のご契約用）

2. 改定日

2023年7月26日

3. 改定内容（改定する箇所のみ記載しています。）

- （1）ごうぎんキャッシュバンク契約規定（当座貸越契約）
- （2）ごうぎんキャッシュバンク ネオ契約規定（当座貸越契約）
（2017年4月2日以前のご契約用）

第1条（取引の方法）

改定前	改定後
__1～3 省略__	__1～3 省略__
4. ローンカードによらずに貸越を受ける場合は、署名、届出印を押捺した銀行所定の普通預金払戻請求書を提出するものとします。	4. ローンカードによらずに貸越を受ける場合は、署名、届出印を押捺した銀行所定の普通預金払戻請求書を提出 また
__以下省略__	は電話により借入意思を申出 するものとします。
	__以下省略__

(3) ごうぎんキャッシュバンク ネオ契約規定 (当座貸越契約)
(2017年4月3日～2019年12月31日のご契約用)

(4) ごうぎんキャッシュバンク ネオ契約規定 (当座貸越契約)
(2020年1月1日～2020年5月31日のご契約用)

(5) ごうぎんキャッシュバンク ネオ契約規定 (当座貸越契約)
(2020年6月1日以降のご契約用)

第2条 (取引の方法)

改定前	改定後
<p>__ 1～3 省略 __</p> <p>4. ローンカードによらずに貸越を受ける場合は、次の各号に定める方法によるものとします。</p> <p>(1) 署名、届出印を押捺した銀行所定の普通預金払戻請求書を銀行に提出する方法(ただし、返済用普通預金口座に届出印の登録がある場合に限ります。)</p> <p>(2) 「ごうぎんキャッシュバンクネオ」利用申込書の「即日貸越希望金額」欄への記入(W e b 申込みの場合、「振込によるご融資のご希望」欄への入力)</p> <p>__以下省略__</p>	<p>__ 1～3 省略 __</p> <p>4. ローンカードによらずに貸越を受ける場合は、次の各号に定める方法によるものとします。</p> <p>(1) 署名、届出印を押捺した銀行所定の普通預金払戻請求書を銀行に提出する方法(ただし、返済用普通預金口座に届出印の登録がある場合に限ります。)</p> <p>(2) 「ごうぎんキャッシュバンクネオ」利用申込書の「即日貸越希望金額」欄への記入(W e b 申込みの場合、「振込によるご融資のご希望」欄への入力)</p> <p>(3) 電話により借入意思を銀行に申出する方法</p> <p>__以下省略__</p>

以上